

事務事業名		非農地証明事務				評価区分(事前評価・事後評価)			事後評価(A・B表)	
政策体系	基本目標	3 魅力と活力ある産業づくり				担当組織	担当部	農業委員会	担当課	農業委員会
	政策	1 産業振興で活力のあるまちづくり				担当係	農地調整係	担当課長名	墳本隆男	
	施策	1 都市型農業の推進と中山間地域の活性化				新規事業・継続事業		継続事業		
	基本事業	2 農地の有効利用				実施計画事業・一般事業		一般事業		
予算科目	短縮コード	会計	款	項	目	予算細事業名				
		一般	6	1	1					
事業計画	単年度繰り返し	事業期間	S27年度～ 年度		根拠法令 条例等	農地法		市単独事業・国県補助事業		市単独事業
								任意的事業・義務的事業		義務的事業
						実施方法		直営		
						事業分類		証明書交付・登録等事務		
						リーディングプロジェクト		該当なし		
						市長マニフェスト		該当なし		

1. 事務事業の現状把握【DO】

(1) 事務事業の手段・目的・結果・各指標

① 手段(事務事業の主な活動内容を記入します。)											
事業概要(具体的な事務事業の活動内容・進め方)					平成26年度実績(平成26年度に行った主な活動内容)						
農地法第2条に定める農地でないと認められる場合に、非農地証明書を交付する事務。従前は農地であった土地の内、農地法4条、5条の許可等を受けることなく人為的な転用行為が行われ、20年以上経過し、かつ農地への復元が容易でないと認められるもので、土地登記簿の地目が農地になっている土地について、所有者からの非農地証明願いの提出により、現地調査のうえ、農業委員会総会で審議し認定する。					非農地証明願の受付 審査、現地調査、審議 非農地証明書の交付						
					活動指標	単位	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
					非農地証明願願出件数	件	40	79	40		
② 対象(この事務事業は誰・何を対象としていますか?)											
非農地証明願出者					対象指標	単位	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (見込)	28年度 (見込)	29年度 (見込)
					非農地証明願願出件数	件	40	79	40		
目的											
③ 意図(この事務事業によって、対象をどのような状態にしたいのですか?)											
非農地証明を交付する					成果指標	単位	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (目標)	28年度 (目標)	29年度 (目標)
					非農地証明交付件数	件	40	79	40		
④ 結果(どのような結果に結びつきますか?)											
利用集積を積極的に行ってもらう。					上位成果指標	単位	25年度 (実績)	26年度 (実績)	27年度 (目標)	28年度 (目標)	29年度 (目標)
					農地貸借面積(公社保有面積)	ha	1,081.6	1,131.7	1,050.0	1,100.0	1,150.0

(2) 総事業費の推移・内訳

事業費 投入量	財源内訳	単位	25年度(実績)	26年度(実績)	27年度(目標)	28年度(目標)	29年度(目標)			
	国庫支出金	千円								
	県支出金	千円								
	地方債	千円								
	その他	千円								
	一般財源	千円	0	0	0					
	事業費計(A)	千円	0	0	0	0	0			
	事業費の内訳	千円	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費	項目	事業費
				0		0		0		
	人件費	人	2	2	2					
のべ業務時間	時間	960	900	900						
人件費計(B)	千円	3,735	3,547	3,547	0	0				
トータルコスト(A)+(B)	千円	3,735	3,547	3,547	0	0				

事務事業名	非農地証明事務	担当部	農業委員会	担当課	農業委員会	担当係	農地調整係
-------	---------	-----	-------	-----	-------	-----	-------

(3) 事務事業を取り巻く環境変化・市民の意見等

①この事務事業は、いつ頃、どのようなきっかけで開始しましたか？	非農地証明は、昭和36年に交付手続き要領が制定され、平成6年に交付要領が改正され今日に至っている。農地法第2条に定める農地でないと認められる場合に非農地証明書を交付することとした。
②事務事業を取り巻く環境(対象者や国・県などの法令等、社会情勢など)は事務事業の開始時期や合併前と比べてどのように変化していますか？	農地法や都市計画法等の申請の際に違反案件があり、それを指導され、是正措置として証明を受ける件数が増加している。
③この事務事業に対して、関係者(市民、議会、事務事業対象者)からどのような意見・要望がありますか？	なし

(4) 前年度の評価結果に対する改革・改善の取組

前年度の評価結果	評価結果を受けて行った具体的な改革・改善の取組
現状維持	様式等をホームページに掲載し願出事務の利便性を高めた。

2. 事務事業の事後評価【Check】

目的 妥当性 評価	①政策体系との整合性 この事務事業の目的(対象・意図)は、政策体系(結果)に結びついていますか？	結びついている	理由・改善案	農地法第2条の対象とならない土地を証明し農地の適正な管理運用を図ることにより、意図することは結果に結びつく。
	②公共関与の妥当性 なぜこの事務事業を市が行わなければならないのですか？ 民間やNPO、市民団体などに委ねることはできませんか？	市が行わなければならない	理由・改善案	農業委員会等に関する法律第6条の所管事務として規定された事務である。
	③対象・意図の妥当性 事務事業の現状や成果から考えて、対象と意図を見直す必要がありますか？	妥当である	理由・改善案	農地の農業上の土地利用の調整を図るうえで妥当である。
有効性 評価	④事務事業の成果向上余地 事務事業の成果は出ていますか？ 事務事業のやり方・進め方を見直すことで成果を向上させることができますか？	成果向上余地がない	理由・改善案	農地法や事務処理要領に照らしての証明を行うものであり、成果の向上余地は少ないが、様式等をホームページに掲載し願出事務の利便性を高めることはできる。
	⑤類似事務事業との統合・連携の可能性 類似の目的や活動形態を持つ他の事務事業がありますか？ ある場合は、その事務事業との統合・連携ができますか？	類似事務事業はない	理由・改善案	類似事務事業名
効率性 評価	⑥事業費・人件費の削減余地 事務事業の成果を低下させずに事業費・人件費を削減することができますか？	削減の余地はない	理由・改善案	事業費の計上はなく、人件費内の業務であり、削減の余地は少ないが、願出書の記載例等をホームページに掲載することにより記載の不備のない願出書の受付が行える。
	⑦受益者負担の適正化余地 この事務事業の受益者は誰ですか？事務事業の目的や成果から考えて受益者負担を見直す必要がありますか？	受益者負担を求める必要がない	理由・改善案	農地法、要領に基づくものであり受益者負担を求めものではない。
総合 評価	⑧本事業の休止・終了条件(本事業はどんな状態になれば休止・廃止、事業終了となるか？) 農地法等の改正により終了する。			

3. 評価結果の総括と今後の方向性【Action】

(1) 今後の事務事業の方向性	(2) 改革・改善による期待効果	(3) 改革・改善を実現するうえで解決すべき課題(壁)とその解決策																					
現状維持(従来通り実施) * 評価結果に基づいた改革改善案を記入します。 (複数ある場合は、①②・・・と記入します。現状維持の場合は記入しません。)	廃止・休止の場合は、記入不要 ×の領域は改革改善ではない。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" rowspan="2"></td> <th colspan="3">コスト</th> </tr> <tr> <th>削減</th> <th>維持</th> <th>増加</th> </tr> <tr> <th rowspan="3">成果</th> <th>向上</th> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th>維持</th> <td></td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <th>低下</th> <td></td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>			コスト			削減	維持	増加	成果	向上				維持		○	×	低下		×	×	
				コスト																			
		削減	維持	増加																			
成果	向上																						
	維持		○	×																			
	低下		×	×																			